

令和2年4月10日

村内事業者の皆様へ

高山村長 後藤 幸三

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策について

村では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として、事業所の危機的状況が緩和できるよう、下記の施策を実施し、新型コロナウイルスの影響を受けている村内事業者の経済支援を行います。

事業者の皆様には、ご利用いただきますようお願いいたします。

記

【税務会計課関係】

- ・固定資産税の第1期について、令和3年3月31日まで納税の猶予の申請を受け付けます。猶予期間中の延滞金は免税いたします。

【地域振興課関係】

- ・資金繰り対策 群馬県が実施する中小企業者が利用いただける制度融資として、「経営サポート資金」があります。

対象：セーフティネット補償制度4号・5号、危機関連保証制度に係る融資

- ・併せて村独自の資金繰り対策を検討中。

【建設課関係】

- ・水道・下水道料金について、個別の申し出により、滞納がないことを条件として、分納誓約を締結し、最大1年間の猶予を設けます。

窓口 ... 役場案内所（各担当課で対応します。）

【問い合わせ】

税務会計課・地域振興課・建設課

役場：0279-63-2111